

令和8年度 町内会に関連する補助金等一覧表

No	名称	対象	補助額・支援内容等	申請方法等	担当部課 (連絡先)
1	町内会等補助金	町内会等	(1)均等割 年額 40,000 円 (2)世帯割 一世帯当たり年額 300 円 ※補助金は上記(1)と(2)の合算額	①申請…毎年度4月30日までに担当課に申請書を提出します。 ※交付…申請書を基に、市から各町内会の口座に振り込みます。 ②実績報告…会計年度終了後60日以内に担当課に実績報告書を提出します。	
2	防犯灯設置費及び管理費補助金	町内会等	【設置費】 独立式…経費の5分の4以内の額とし、40,000 円を限度（LED照明灯等は50,000 円） 共架式…経費の2分の1以内の額とし、11,000 円を限度（LED照明灯等は25,000 円） 【管理費】※次の（ ）以外は蛍光灯等の内容です 修繕費…経費の2分の1以内の額とし、5,000 円を限度（LED照明灯等は25,000 円） 電気料…6か月分の電気料合計額の3分の2以内（LED照明灯等は合計額）で750 円を限度、12か月分を一括前払いした場合は支払った額の3分の2以内（LED照明灯等は支払った額）で1,500 円を限度	①申請…年2回に分けて申請書を提出します。 (1)前期…8月末（2月から7月分まで） (2)後期…2月末（8月から1月分まで） 電気料を一括前払いした時は、支払った日の属する期間に1年分を申請。 ※交付…申請書を基に、市から各町内会の口座に振り込みます。 交付月 (1)前期の場合10月、(2)後期の場合3月 ②実績報告…会計年度終了後60日以内に担当課に実績報告書を提出します。 ● LED照明灯等とは、LED照明灯又はこれに準じる環境配慮型照明灯を指しています。 ● 修繕費には、既設の蛍光灯などの防犯灯をLED照明灯等に取り替えた場合も該当します。	市民生活部 地域活動推進課 048-477-1583
3	市立集会所管理委託	町内会等	委託料…月額 10,000 円 事務費…年額 10,000 円	①管理委員会の設置…市立集会所の管理を受諾する町内会は、管理委員会を設置し管理委員会設置届を提出します。 ※委託料…委託料及び事務費を各町内会の口座に振り込みます。	
4	新座市コミュニティ施設整備事業補助金	町内会等	【地域会館整備】 補助対象経費の5分の4以内の額とし、新築は2,000万円、増築等は建築確認の要否により500万円又は100万円を限度 また、その他地域会館の運営管理上必要と認めるものは、補助対象となる経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度 【掲示板等整備】 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1基当たり8万円を限度 【倉庫整備】 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1棟当たり50万円を限度 【小公園整備】 補助対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度 【私道整備】 補助対象経費の3分の2以内の額とし、300万円を限度	①事前協議…補助を受けたい町内会は、実施を予定する年度の前年度の10月末日までに担当課に事前協議書を提出します。ただし、当該年度において至急に整備事業を行う必要が生じた場合は随時提出できます。 ※内定…市で事前協議書の内容についての協議を行い、補助の対象に内定した場合、内定通知書を送付します。 ②交付申請…市から内定通知を受けてから60日以内に補助金交付申請書を提出します。 ※交付決定…補助金交付申請書を基に、市から交付決定通知書を送付します。 ③工事実施…交付決定通知日から60日以内に、請負業者と契約を締結し工事を実施します。（契約締結後15日以内に契約書の写しを提出してください。） ④完了報告…工事完了後、完了検査申請書を市に提出します。 ※検査…完了検査申請を受領後、市で検査を行い補助金交付確定通知書を送付します。 ⑤請求…交付確定通知を受領後、補助金交付請求書を提出します。 ※交付…補助金請求を基に、地区団体の口座に補助金を振り込みます。 ⑥実績報告…市に、実績報告書を提出します。	市民生活部 地域活動推進課 048-477-1583 (私道整備については、 インフラ整備部 道路管理課) 048-477-4596

No	名称	対象	補助額・支援内容等	申請方法等	担当部課 (連絡先)
5	集団資源回収事業	町内会等 (20世帯以上)	1kgあたり3円	①登録…随時 ※支払…翌月末支払い	市民生活部 環境課 (資源回収) 048-477-1547 (清掃活動) 048-424-2621
6	清掃活動「市民清掃」の支援	連合会加入町内会	令和8年度は春・秋の年2回の回収を実施 補助金又は物品補助あり(どちらか一方の選択)	①申請…補助を受ける場合、申請書を提出します。 ※令和8年度の申請書の提出期間は終了しています。 ②事業実施…回収日に合わせて清掃活動を行い、指定の場所に廃棄物を集めます。 ※回収…委託業者が廃棄物を回収します。	
7	公園等清掃管理業務協定	町内会等	園内清掃 1か所あたり 草刈り 500㎡未満 24,000円 500㎡以上1,000㎡未満 24,000円 1,000㎡以上2,500㎡未満 32,000円 2,500㎡以上6,000㎡未満 40,000円 6,000㎡以上 48,000円 60,000円	①協定…公園の管理を受諾する町内会は、市と業務協定書を締結していただきます。 ②業務遂行…協定書を基に、施設の清掃・管理業務を行います。 ③請求…業務履行終了後、市に公園清掃謝礼金の支払いを請求します。 ※謝礼金…請求書を基に、市から公園清掃謝礼金を支払います。	まちづくり未来部 みどりと公園課 048-477-2950
8	新座市自主防災組織育成補助金	自主防災組織 (連合会加入町内会)	組織育成 30,000円及び組織を構成する世帯数に20円を乗じて得た額の合計額とし、1年度につき100,000円を限度とする。(1,000円未満切り上げ)	①交付申請…補助金を受ける場合、交付を受けようとする会計年度に属する事業計画書及び収支予算書を添えて担当課に交付申請書を提出します。 ※交付決定…補助金交付申請書を基に、市から交付決定通知書を送付します。 ②実績報告…会計年度終了後60日以内に担当課に状況報告書を提出します。	
9	新座市自主防災組織防災資機材整備費補助金	自主防災組織 (連合会加入町内会)	対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。	①交付申請…補助金を受ける場合、対象となる年度の4月から12月末までの間で、担当課に交付申請書を提出します。 ※交付決定…補助金交付申請書を基に、市から交付決定通知書を送付します。 ②実績報告…事業の完了後1か月以内又は会計年度の末日までのいずれか早い日までに、写真並びに領収書の写しを添えて実績報告書を提出します。	
10	新座市防災視察事業支援	自主防災組織 (連合会加入町内会)	防災に関する知識を習得するために行う視察研修を希望する団体に対し、年度内に1度に限り、バスの手配を行う。 なお、バスを利用した団体は、次年度から2年間バスを利用できない。	①認定申請…防災視察事業を検討される場合、対象事業を実施する年度の前年度の9月末までに「新座市防災視察事業認定申請書」を担当課に提出します。 ● 令和8年度の対象団体には、令和7年6月頃に「新座市防災視察事業認定申請書」を送付いたしますので、利用を希望される場合は令和7年9月末までに御提出ください。なお、バスの利用可能月は、令和8年7月から令和9年3月までの間とさせていただきます。 ● バスの使用に係る費用のうち、駐車料金、有料自動車道利用料金及び当日バスを利用するに当たり突発的に発生した費用については、事業支援を受けた団体の負担となります。 ②支援申請…防災視察事業の実施日の2か月前までに、新座市防災視察事業支援申請書を担当課に提出し、新座市防災視察事業支援決定書の通知を受けた団体は、事業実施日の1か月前までに運行計画書を、事業実施日の直前の開庁日までに、バス利用同乗者名簿を提出しなければならない。 ③実績報告…防災視察事業が完了した日から起算して2週間以内に、「新座市防災視察事業支援実績報告書」を担当課に提出します。	危機管理室 048-477-2502

注1) 申請方法等の欄に記載している※は、市(事務局)で行う手続です。 注2) 詳細につきましては、各担当課(事務局)にお問い合わせください。